

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、保全管理命令の申立てがあったので、当裁判所は、申立てを理由あるものと認め、会社更生法30条1項、2項、32条1項ただし書及び32条3項において準用する72条2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

1 開始前会社につき保全管理人による管理を命ずる。

次に掲げる者を保全管理人に選任する。

東京都千代田区九段北四丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

小 畑 英 一

2 保全管理人が次に掲げる行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

(1) 平成22年9月27日までの原因に基づいて生じた債務の弁済。ただし、開始前会社とその従業員との雇用関係により生じた債務（退職金支払債務を除く。）を除く。

(2) 開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）

(3) 借財（手形割引を含む。）及び保証

(4) 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）2条1項に規定する仲裁合意をいう。）

(5) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄

(6) 開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば共益債権となるも

の（日常取引又は雇用関係によって生ずるもの（退職金支払債務を除く。）及び国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできるものを除く。）であって100万円を超えるものの弁済

- 3 保全管理人が開始前会社の常務に属しない行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

平成22年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 福 井 章 代

裁判官 有 田 浩 規

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 石 井 晃



別 紙

当 事 者 目 録

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

申立人（開始前会社）	株 式 会 社	武 富 士
代表者代表取締役	吉 田	純 一
申立人代理人弁護士	小 畑	英 一
同	植 村	京 子
同	本 山	正 人
同	柴 田	祐 之
同	島 田	敏 雄
同	倉 橋	博 文
同	本 多	一 成
同	上 野	尚 文
同	服 部	明 人
同	内 田	昌 彦
同	渡 邊	賢 作
同	高 田	千 早
同	森	拓 也
同	山 本	幸 治
同	高 野	大 滋 郎

以 上